

地区青少年育成協力会活動費補助金交付要綱

制定 平成30年4月1日

改正 令和4年1月1日

(趣旨)

第1条 市長は、地区青少年育成協力会が実施する、地区青少年育成事業を円滑に展開することで、青少年の健全育成と非行防止を推進するため、地区青少年育成協力会が主体的に実施する、青少年育成事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助事業、補助対象経費及び補助の額は、地区青少年育成協力会が前条の目的で行う事業費、その他団体の運営に必要な経費に充てるものとする。なお、補助の額は、1地区あたり年額180,000円を上限に予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の事業着手前（4月1日に着手する場合にあっては4月1日）に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 会則又はそれに準じるもの

2 市長は、当該申請者がやむを得ない理由により前項の期限までに申請にかかる書類を提出することが困難であると認めるときは、事業着手日以前に、市長に補助金事業事前着手届（第3号様式）を提出のうえ、市長が別に定める期日までに申請に係る書類を提出させることができる。

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の際、団体活動を適切に行わせるため、必要な指示または条件をつけることができる。

(事業の計画変更)

第5条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに補助金事業計画変更承認申請書（第5号様式）に必要書

類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、補助金事業計画変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第6条 補助金の交付時期は、第4条の規定により交付決定した日の翌月末日までとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、交付決定後速やかに、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業終了後2ヵ月以内に補助金交付事業報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書（第8号様式）

（備付帳簿）

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、この要綱の規定により補助を受けたものが、次の各号の一つに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき
- (2) 第4条第2項に規定する指示または条件に違反したとき
- (3) 第7条の規定による報告をしなかったとき
- (4) 不正な方法により補助金交付を受けたとき

（書類の様式）

第10条 この要綱に定める補助金交付申請書のほか、市長に提出すべき書類の様式は別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成35年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。